

## 44 紛争の義務的解決に関する選択署名

### 議定書(翻訳)

採択(作成)一九五八年四月二十九日(ジュネーヴ)

効力発生 一九六二年九月三日

日本国

当事国 三九

この議定書の締約国であり、かつ、一九五八年二月二十四日から四月二十七日までジュネーヴで開催された海洋法に関する国際連合の会議により採択された海洋法諸条約のいずれかひとつ以上の締約国である国は、

他の何らかの解決方式が、当該条約において定められていない場合または合理的期間内に当事国により合意されなかった場合は、一九五八年四月二十九日に採択されたいずれかの海洋法条約のいずれの条項の解釈または適用から生じるいかなる紛争に関しても、自国に関するすべての事項について、国際司法裁判所の義務的管轄に付託する旨の希望を表明して、次のとおり協定した。

**第一条(国際司法裁判所の義務的管轄)** いずれかの海洋法条約の解釈または適用から生じる紛争は、国際司法裁判所の義務的管轄内にあるものとする。したがって、当該紛争は、この議定書の締約国であるいずれかの紛争当事国からの請求により、国際司法裁判所に提起することができる。

**第二条(約束の範囲)** この約束は、当該いずれかの海洋法条約のあらゆる規定に及ぶ。ただし、漁業および公海の生物資源の保存に関する条約においては、同条約第九条、第一〇条、第一一条および第一二条が適用される第四条、第五条、第六条、第七條および第八條を除く。

**第三条(仲裁裁判所への付託合意期間)** この議定書の締約国は、一方の締約国が紛争が存在する旨の見解を他方の締約国へ通告した後二箇月の期間内、国際司法裁判所ではなく仲裁裁判所に付託することを合意することができる。前記期間の経過の後

は、この議定書のいずれの締約国も、請求により当該紛争を国際司法裁判所に提起することができる。

**第四条(調停手続の合意期間、勧告)** 1. この議定書の締約国は、前記と同じ二箇月の期間内においては、国際司法裁判所へ付託する前に調停手続に付することを合意することができる。

2. 調停委員会は、その任命後五箇月以内に勧告を行う。勧告が行われた後二箇月以内に紛争当事国がその勧告を受諾しない場合は、いずれの紛争当事国も当該紛争を請求により国際司法裁判所に提起することができる。

**第五条(署名、批准)** この議定書は、海洋法に関する国際連合の会議により採択されたいずれかの海洋法条約の締約国となるすべての国による署名のため、開放しておく、また、必要な場合には、署名国の憲法上の要件に従って批准に付される。

**第六条(通報)** 国際連合事務総長は、第五条に従って行われたこの議定書の署名および批准書の寄託についての情報を、いずれかの海洋法条約の締約国となるすべての国に通報する。

**第七条(正文)** この議定書は、中国語、英語、フランス語、ロシア語およびスペイン語の本文をひとしく、正文とし、その原本は、国際連合事務総長に寄託するものとし、同事務総長は、第五条に規定するすべての国にその認証謄本を送付する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、このためそれぞれの政府から正当に委任を受け、この議定書に署名した。

一九五八年四月二十九日にジュネーヴで作成した。

(全権委員署名略)

